

北海道警察本部告示第306号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月22日

北海道警察本部長 友 井 昌 宏

1 意見の聴取の期日

令和8年6月11日 午前9時00分

2 意見の聴取の場所

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部交通部運転免許管理課

意見の聴取会場